

第16回 教育委員会会議日程

開催期日 令和2年2月26日(水)

開催時間 14時00分

開催場所 芽室町中央公民館2階図書資料室

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第33号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第34号 区域外就学認定の件(非公開)
- 日程第6 報告第35号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)
- 日程第7 議案第49号 芽室町教育支援委員会会員の件(非公開)
- 日程第8 議案第50号 令和元年度芽室町文化賞等受賞者決定の件(非公開)
- 日程第9 議案第51号 令和元年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件(非公開)
- 日程第10 議案第52号 令和2年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件(非公開)
- 日程第11 議案第53号 芽室町立学校管理規則中一部改正の件
- 日程第12 議案第54号 芽室町スクールライフアドバイザー設置条例施行規則廃止の件
- 日程第13 議案第55号 芽室町教育活動指導助手設置条例施行規則廃止の件
- 日程第14 議案第56号 芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例施行規則廃止の件
- 日程第15 議案第57号 芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件
- 日程第16 議案第58号 芽室町ふるさと歴史館に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規則の制定の件
- 日程第17 議案第59号 芽室町図書館に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規則中一部改正の件
- 日程第18 議案第60号 令和元年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件(非公開)

閉 会

日程第4

報告第33号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和2年2月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和元年度就学援助認定総括表(令和2年2月5日)

申請世帯	2 世帯
認定保留世帯	世帯
認定世帯	2 世帯
要保護世帯	世帯
準要保護世帯	2 世帯
経済的困窮世帯	1 世帯
児童扶養手当受給世帯	1 世帯
町民税非課税世帯	世帯
国民年金保険料免除世帯	世帯
生活保護廃止世帯	世帯

不認定世帯	世帯
認定廃止世帯	世帯

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(2月5日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校			1	1			2
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	1	1	0	0	2

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校		1		1
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	1	0	1

合計 3

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

1年	2年	3年	計
	1		1
			0
			0
0	1	0	1

合計 1

●準要保護不認定者数一覧(2月5日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合計	0	0	0	0

合計 0

令和元年度就学援助認定総括表

(令和2年2月5日現在)

申請世帯	205 世帯
認定保留世帯	世帯
認定世帯	170 世帯
要保護世帯	3 世帯
準要保護世帯	167 世帯
経済的困窮世帯	88 世帯
児童扶養手当受給世帯	72 世帯
町民税非課税世帯	4 世帯
国民年金保険料免除世帯	1 世帯
生活保護廃止世帯	2 世帯
	世帯
不認定世帯	30 世帯
認定廃止世帯	5 世帯

◎最近5年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7

(内数)

◎準要保護認定者数一覧(2月5日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	17	10	14	15	22	16	94
上美生小学校	1	2		3		1	7
芽室西小学校	11	4	9	10	6	5	45
芽室南小学校			1		1	2	4
合計	29	16	24	28	29	24	150

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	19	26	15	60
上美生中学校	2	4	2	8
芽室西中学校	15	14	10	39
合計	36	44	27	107

合計

257

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
5	1	5	8	11	9	39
			1		1	2
2	1		4	3	3	13
						0
7	2	5	13	14	13	54

(中学校)

1年	2年	3年	計
10	14	6	30
	2		2
4	6	2	12
14	22	8	44

合計

98

●準要保護不認定者数一覧(2月5日現在) (小学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	5	2	5	3	2	3	20
上美生小学校							0
芽室西小学校	2	2	1	1	1	5	12
芽室南小学校							0
合計	7	4	6	4	3	8	32

(中学校)

学校名\学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2	4	5	11
上美生中学校				0
芽室西中学校	1	3	1	5
合計	3	7	6	16

合計

48

○町民税非課税世帯

芽室小学校	2年	1人
	4年	1人
芽室西小学校	3年	1人
芽室中学校	1年	1人
芽室西中学校	3年	1人

○国民年金保険料免除認定者数

芽室小学校	5年	1人
-------	----	----

◎要保護認定者数一覧

芽室小学校	6年	2人
芽室西小学校	6年	1人

計 3人

日程第 5

報告第 3 4 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第6

報告第35号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和2年2月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第7

議案第49号

芽室町教育支援委員会具申の件（非公開）

芽室町教育支援委員会の審査結果に基づく具申がありましたので、心身障害児童に対し、能力に応じた教育が受けられるよう適正な就学指導をしようとするものであります。

令和2年2月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 8

議案第 50 号

令和元年度芽室町文化賞等受賞者決定の件（非公開）

芽室町文化賞等規則第 10 条の規定に基づき、文化賞等の受賞者を決定しようとするものであります。

令和 2 年 2 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 9

議案第 51 号

令和元年度芽室町スポーツ賞等受賞者決定の件（非公開）

芽室町スポーツ賞等規則第 10 条の規定に基づき、スポーツ賞等の受賞者を決定しようとするものであります。

令和 2 年 2 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第10

議案第52号

令和2年度芽室町一般会計教育費予算の議案に対する意見申し出の件
(非公開)

令和2年度芽室町一般会計教育費予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和2年2月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 1 2

議案第 5 4 号

芽室町スクールライフアドバイザー設置条例施行規則廃止の件

芽室町スクールライフアドバイザー設置条例施行規則を廃止しようとするものであります。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町スクールライフアドバイザー設置条例施行規則を廃止する教育委員会規則

芽室町スクールライフアドバイザー設置条例施行規則（平成 22 年教育委員会規則第 1 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、芽室町スクールライフアドバイザー設置条例を廃止することから、併せて施行規則を廃止するものであります。

○芽室町スクールライフアドバイザー設置条例施行規則

平成22年3月31日教委規則第1号

芽室町スクールライフアドバイザー設置条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、芽室町スクールライフアドバイザー設置条例（平成22年条例第13号）第11条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 アドバイザーの勤務時間は、教育長の定めるところによる。

(社会保険等)

第3条 アドバイザーは、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定める社会保険等に加するものとする。

(災害補償)

第4条 アドバイザーの公務上の災害による補償に関しては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は北海道市町村総合事務組合同規約の定めるところによる。

(委任)

第5条 この規則の定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

日程第 1 3

議案第 5 5 号

芽室町教育活動指導助手設置条例施行規則廃止の件

芽室町教育活動指導助手設置条例施行規則を廃止しようとするものであります。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町教育活動指導助手設置条例施行規則を廃止する教育委員会規則
芽室町教育活動指導助手設置条例施行規則（平成 12 年教育委員会規則第
7 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、芽室町
教育活動指導助手設置条例を廃止することから、併せて施行規則を廃止する
ものであります。

○芽室町教育活動指導助手設置条例施行規則

平成12年3月28日教委規則第7号

改正

平成14年3月27日教育委員会規則第2号

芽室町教育活動指導助手設置条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、芽室町教育活動指導助手設置条例（平成12年条例第47号）第12条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 教育活動指導助手（以下「指導助手」という。）を任命する場合は、次に掲げる書類審査に基づき採用試験を行うものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 最終学歴の卒業証明書
- (3) 教育職員免許状の写し
- (4) 健康診断書

(勤務時間)

第3条 指導助手の勤務時間は、各学校長の定めるところによる。

(報酬)

第4条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし支給する。

2 前条に規定する勤務日数に満たないときは、日割計算により支給する。日割計算の方法については、別に定める。

(休暇の付与)

第5条 指導助手には、職員の休暇に関する規則（昭和43年規則第12号）第2条の年次休暇を与えるものとする。

(社会保険等)

第6条 指導助手は、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定める社会保険等に参加するものとする。

(災害補償)

第7条 指導助手の公務上の災害による補償に関しては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は北海道市町村総合事務組合規約の定めるところによる。

(委任)

第8条 この規則の定めるもののほか、指導助手に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年教委規則第2号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

日程第14

議案第56号

芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例施行規則廃止の件

芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例施行規則を廃止しようとするものであります。

令和2年2月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例施行規則を廃止する規則
芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例施行規則（平成9年教委規則第2号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例施行規則

平成9年4月1日教委規則第2号

芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、芽室町生涯学習推進アドバイザー設置条例（昭和47年条例第42号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、生涯学習推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 条例第3条に基づくアドバイザーの職務は、次の各号に掲げる区分の中から教育長が委嘱する専門分野を担当する。

- (1) 学校教育・社会教育・家庭教育等に関する学習相談及び情報提供。
- (2) 乳幼児・青少年活動に関すること。
- (3) 成人教育活動に関すること。
- (4) 高齢者教育事業に関すること。
- (5) 社会体育活動に関すること。
- (6) 芸術・文化活動に関すること。
- (7) その他

(服務)

第3条 アドバイザーは、週3日以上勤務しなければならない。

2 アドバイザーは、その職務を遂行するにあたって、法令及び条例並びに教育委員会の定める規則・規程に従わなければならない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

日程第15

議案第57号

芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件

芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

令和2年2月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例施行規則（平成11年教委規則第16号）の一
部を次のように改正する。

第3条第1号中「午前9時」を「午前9時30分」に改める

第3条第2号中「午後5時」を「午後4時30分」に改める。

第4条第1号中「毎週火曜日」の次に「及び水曜日」を加える。

第6条及び第7条中「第12条」を「第9条」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する

芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(開館及び閉館)</p> <p>第3条 歴史館の開館及び閉館の時刻は、次のとおりとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めたとときはこれを変更することができる。</p> <p>(1) 開館 午前9時30分</p> <p>(2) 閉館 午後4時30分</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 歴史館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めたとときは、変更又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 毎週火曜日及び水曜日</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(破損等の届出)</p> <p>第6条 入館者は、<u>条例第9条</u>の規定により歴史館施設及び備品又は展示資料等を汚損、き損若しくは滅失したときは、直ちにその旨を委員会に届けなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第7条 <u>条例第9条</u>に規定する賠償の額は、次のとおりとする。ただし、体験学習活動においては、故意又は重大な過失がない場合</p>	<p>(開館及び閉館)</p> <p>第3条 歴史館の開館及び閉館の時刻は、次のとおりとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めたとときはこれを変更することができる。</p> <p>(1) 開館 午前9時</p> <p>(2) 閉館 午後5時</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 歴史館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めたとときは、変更又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 毎週火曜日</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(破損等の届出)</p> <p>第6条 入館者は、<u>条例第12条</u>の規定により歴史館施設及び備品又は展示資料等を汚損、き損若しくは滅失したときは、直ちにその旨を委員会に届けなければならない。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第7条 <u>条例第12条</u>に規定する賠償の額は、次のとおりとする。ただし、体験学習活動においては、故意又は重大な過失がない場合</p>

改正案	現 行
はこの限りではない。 (1)・(2) 一略一	はこの限りではない。 (1)・(2) 一略一

○芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例施行規則

平成11年11月18日教委規則第16号

改正

平成16年3月25日教育委員会規則第4号

平成28年3月31日教育委員会規則第2号

芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、芽室町ふるさと歴史館設置及び管理条例（平成11年条例第47号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(館長)

第2条 館長は、芽室町ふるさと歴史館（以下「歴史館」という。）の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

(開館及び閉館)

第3条 歴史館の開館及び閉館の時刻は、次のとおりとする。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めたときはこれを変更することができる。

- (1) 開館 午前9時30分
- (2) 閉館 午後4時30分

(休館日)

第4条 歴史館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、変更又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週火曜日及び水曜日
- (2) 年末年始（12月30日から翌年1月6日まで）

(入館者の遵守事項)

第5条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく歴史館内外（敷地内を含む。）で物品の販売、金品の募金寄附等の行為をしないこと。
- (2) 許可なく広告宣伝物等の提示若しくは配布又は看板、立札等の設置をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (4) 施設、設備、展示資料等を汚損、き損若しくは滅失しないこと。
- (5) 騒音を発生し、暴力行為をするなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

- (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (7) 許可された以外の展示資料等にみだりに手をふれないこと。
- (8) 許可なく展示資料等の移動、模写又は撮影をしないこと。
- (9) その他係員の指示に従うこと。

(破損等の届出)

第6条 入館者は、条例第9条の規定により歴史館施設及び備品又は展示資料等を汚損、き損若しくは滅失したときは、直ちにその旨を委員会に届けなければならない。

(損害賠償)

第7条 条例第9条に規定する賠償の額は、次のとおりとする。ただし、体験学習活動においては、故意又は重大な過失がない場合はこの限りではない。

- (1) き損の場合 修繕に要する経費
- (2) 滅失の場合 残存価格に見合う額

(資料の館外貸出し)

第8条 他の博物館、学校その他の者で委員会が適当と認める者は、歴史館の郷土資料の館外貸出しを受けることができる。

- 2 歴史館の郷土資料の館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ貸出許可申請書(第1号様式)を委員会に提出し、委員会の許可を受けなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定により提出された申請書を審査して、支障がないと認めたときは、貸出許可書(第2号様式)を申請者に交付するものとする。

(資料の寄贈、寄託及び借用)

第9条 委員会は、展示又は研究に資する目的で、資料の寄贈若しくは寄託を受け、又は資料を借用することができる。

- 2 資料の寄贈又は寄託を受けたときは受領書(第3号様式)を、借用したときは借用書(第4号様式)を交付する。
- 3 寄託を受けた資料は、歴史館の所蔵資料と同様の扱いをするものとする。ただし、館外貸出しについては、寄託者の承認を得なければならない。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成11年12月1日から施行する。

様式(省略)

日程第16

議案第58号

芽室町ふるさと歴史館に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規則の
制定の件

芽室町ふるさと歴史館に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規則を制定しよ
うとするものであります。

令和2年2月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町ふるさと歴史館に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成7年芽室町条例第2号）第4条第1項及び芽室町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条の規定に基づき芽室町ふるさと歴史館に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間及び勤務日並びに週休日の割振り)

第2条 職員の勤務時間は、1週38時間45分又は4週間を通じ1週間当たり38時間45分を超えない範囲の時間とする。

2 職員の勤務日は、勤務条例の適用を受ける職員の1年間の勤務日数との均衡を考慮して勤務の日を割振るものとする。

3 週休日（勤務時間を割振らない日をいう。）は、1週間のうち2日又は4週間を通じ1週間当たり2日とする。

(休日)

第3条 休日は、前条第2項の勤務日の割振りにより指定された日とする。

2 前項の休日とは、芽室町の休日を定める条例（平成3年条例第1号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する日をいう。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

日程第 17

議案第 59 号

芽室町図書館に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規則中一部改正の件

芽室町図書館に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規則の一部を改正しようとするものであります。

令和 2 年 2 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町図書館に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規則の一部を改正する規則
芽室町図書館に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規則（平成元年教委規則第4号）
の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第4項」を「第4条第1項及び芽室町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条」に改め、「臨時職員を含む。」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

芽室町図書館に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目的) 第1条 この規則は、職員の勤務時間・休暇等に関する条例(平成7年芽室町条例第2号)第4条第1項及び芽室町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第5条の規定に基づき芽室町図書館に勤務する職員(以下「職員」という。)の勤務時間に関する必要事項を定めることとする。</p>	<p>(目的) 第1条 この規則は、職員の勤務時間・休暇等に関する条例(平成7年芽室町条例第2号)第2条第4項の規定に基づき芽室町図書館に勤務する職員(臨時職員を含む。以下「職員」という。)の勤務時間に関する必要事項を定めることとする。</p>

○芽室町図書館に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規則

平成元年 3 月 30 日教委規則第 4 号

改正

平成 3 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号

平成 6 年 2 月 18 日教育委員会規則第 1 号

平成 8 年 4 月 19 日教育委員会規則第 9 号

平成 14 年 3 月 27 日教育委員会規則第 5 号

平成 19 年 3 月 26 日教育委員会規則第 4 号

平成 20 年 3 月 26 日教育委員会規則第 4 号

平成 21 年 3 月 27 日教育委員会規則第 4 号

平成 26 年 12 月 5 日教育委員会規則第 6 号

芽室町図書館に勤務する職員の勤務時間の特例に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、職員の勤務時間・休暇等に関する条例（平成 7 年芽室町条例第 2 号）第 4 条第 1 項及び芽室町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 5 条の規定に基づき芽室町図書館に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（勤務時間及び勤務日並びに週休日の割振り）

第 2 条 職員の勤務時間は、1 週 38 時間 45 分又は 4 週間を通じ 1 週間当たり 38 時間 45 分を超えない範囲の時間とする。

2 職員の勤務日は、教育委員会の他の職員の 1 年間の勤務日数との均衡を考慮して勤務の日を割振るものとする。

3 週休日（勤務時間を割振らない日をいう。）は、1 週間のうち 2 日又は 4 週間を通じ 1 週間当たり 2 日とする。

（休日）

第 3 条 休日は、前条第 2 項の勤務日の割振りにより指定された日とする。

2 前項の休日とは、芽室町の休日を定める条例（平成 3 年条例第 1 号）第 1 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する日をいう。

附 則

1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

2 勤労青少年ホームに勤務する職員の勤務時間の特例に関する規則（昭和 54 年規則第 6 号）は、廃止する。

附 則（平成 3 年教委規則第 2 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年教委規則第 1 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年教委規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月5日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和2年 月 日教委規則第 号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

日程第18

議案第60号

令和元年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出
の件（非公開）

令和元年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとする
ものであります。

令和元年2月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁